

報告事項

令和6年中における「香川県警察の明朗な職場づくりに関する訓令」に基づく提案等の受理及び措置状況について報告する。

1 提案等の受理件数及び措置状況

区 分		令和6年	令和5年	令和4年
提 案	実 現 可 能	13	17	23
	中 長 期 的 検 討	16	23	16
	企画立案の参考	48	34	40
小 計		77	74	79
所 属 好 事 例		18	10	4
合 計		95	84	83

2 実現可能となった提案の例

(1) 警察官のサングラス着用（さぬき警察署）

屋外で活動する警察官のサングラス着用は容認されていたが、県民にはあまり認知されていなかった。そこで、県民の理解が得られるよう、一定の着用ルールを定めた上で広報を行うことを提案。6月に広報を行い、積極的に着用することにより、紫外線対策やパトロール中の事故防止等に効果があった。

(2) 署内各課のフォルダ容量の使用状況の可視化（高松北警察署）

所属ごとに使用しているネットワークドライブの容量については、署全体の使用状況しか可視化されていなかった。そこで、署内各課の使用状況についても可視化し、署員が確認できるように提案。令和7年1月から運用を開始し、効率的なデータ管理が可能となった。

(3) 電子決裁によるペーパーレス化の推進（小豆警察署）

人事異動に伴い、所属から運転免許課に報告している審査責任者等の指定について、責任者自身の確認印が必要とされていたため、押印後、紙決裁を受け、運転免許課に報告していた。そこで、確認印を廃止し、電子決裁及びデータでの報告を提案。ペーパーレス化の推進に寄与した。

また、勤務配置命令簿の電子決裁（高松北警察署）、朝礼簿や配布資料の電子化（高松西警察署及び観音寺警察署）が所属好事例として報告されており、各所属がペーパーレス化の推進に取り組んでいる。

公 安 委 員 会 説 明 資 料 No. 2	令和6年中の人身安全関連事案の現状と今後の対策について	令和7年2月13日 生 活 安 全 部
----------------------------	-----------------------------	------------------------

報告事項

令和6年中に県警察が認知した人身安全関連事案については、ストーカー事案が183件(前年比+87件)、DV事案が624件(同+84件)と増加したが、児童虐待事案は780件(同▲30件)、行方不明事案は746件(同▲117件)と減少した。

1 認知・検挙状況等(※令和6年の数値は暫定値)

(1) 認知・検挙等件数

区 分			令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	前年比
ストーカー	認 知		178	132	96	183	+87
	検 挙	ST法	21	18	14	19	+5
		その他	14	18	18	11	-7
	禁止命令		26	21	24	27	+3
	禁止命令延長		0	1	0	1	+1
DV	対 応		551	504	540	624	+84
	検 挙	DV 法	1	0	1	0	-1
		その他	63	40	66	65	-1
	保護命令		14	16	23	16	-7
児童虐待	認 知		890	671	810	780	-30
	検 挙		71	35	53	53	± 0
	通告(人)		1,154	939	1,023	1,063	+40
行方不明	受 理		697	779	863	746	-117

(2) ストーカー事案におけるストーカー規制法以外の検挙罪名

性的姿態等撮影	住居侵入	脅迫	窃盗	傷害	その他	合計
3	3	1	1	1	2	11

(3) DV事案におけるDV防止法以外の検挙罪名

傷害	暴行	脅迫	暴処法	殺人未遂	その他	合計
28	26	4	3	2	2	65

(4) 児童虐待事案における検挙罪名及び虐待通告の種別

傷害	暴行	監護者性交等	その他	合計
28	15	3	7	53
身体的	ネグレクト	心理的	性的	合計
139	165	752	7	1,063

(5) 行方不明事案における男女等の別

男性	女性	成人	少年	合計
483	263	615	131	746(うち認知症155)

※認知症は認知症の疑いを含む。

2 今後の対策

(1) ストーカー・DV

- ア 被害者等の安全確保の徹底とあらゆる法令を駆使した事件化
- イ ストーカー加害者等に対する新たな施策への取組

(2) 児童虐待

- ア 虐待事案の早期発見と迅速、的確かつ組織的対応の徹底
- イ 代表者聴取への適切な対応

(3) 行方不明

- ア 事件性を念頭に置いた行方不明者発見活動の徹底
- イ 早期発見に向けた迅速かつ的確な対応

報告事項

令和6年中の死体取扱状況について報告する。

1 死体取扱状況（交通関係を除く。）

区分	取扱 総数	検視官臨場状況		死体解剖状況				
		臨場数	臨場率 (%)	司法解剖		特定 行政 解剖	解剖 総数	解剖率 (%)
				解剖数	解剖率 (%)			
R 5 年中	1,612	1,487	92.2	80	5.0	9	89	5.5
R 6 年中	1,784	1,206	67.6	102	5.7	15	117	6.6
前年比	+172	-281	-24.6	+22	+0.7	+6	+28	+1.1

- 令和6年中の死体取扱総数は1,784体で、前年(1,612体)と比較し172体増加
- 検視官の臨場数は1,206体で、前年(1,487体)と比較し281体減少
死体取扱総数に占める割合(臨場率)は67.6%で、前年(92.2%)と比較し24.6ポイント減少
- 司法解剖数は102体で、前年(80体)と比較し22体増加
「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」(平成24年法律第34号)に基づく解剖(特定行政解剖)数は15体で、前年(9体)と比較し6体増加
解剖総数は117体で、前年(89体)と比較し28体増加
死体取扱総数に占める割合(解剖率)は6.6%で、前年(5.5%)と比較し1.1ポイント増加

2 全国の死体取扱状況 (R6暫定値)

- 死体取扱総数 20万4,185体 (前年比+5,521体)
- 検視官の臨場率 82.4% (前年比+3.0ポイント)
- 死体解剖総数 2万44体 (前年比-49体)
- 解剖率 9.8% (前年比-0.3ポイント)

報告事項

県内に本店を置く8つの金融機関と、詐欺被害防止等の連携に関する協定を締結する。

1 協定締結式の日時及び場所

令和7年2月21日午前10時から県警察本部において締結予定

2 協定の締結者

(1) 金融機関

- ① 株式会社百十四銀行 コンプライアンス統括部長
- ② 株式会社香川銀行 コンプライアンス統括部長
- ③ 高松信用金庫 常務理事
- ④ 観音寺信用金庫 専務理事
- ⑤ 香川県信用組合 理事
- ⑥ 四国労働金庫 副理事長
- ⑦ 香川県農業協同組合 金融部長
- ⑧ 西日本信用漁業協同組合連合会 常務理事

(2) 県警察本部

刑事部長

3 協定に至る経緯

昨年8月、金融庁と警察庁から、全国の金融機関及び都道府県警察に対して、詐欺被害防止等に係る連携の強化が指示されたことを受け、当県においても個別に県内金融機関と協議を行い、賛同を得られた金融機関と順次運用を開始していたところ、この度、全ての金融機関から賛同を得られたことから、一同に協定を締結するに至ったもの

4 協定の概要

急増している特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺に関して、各金融機関が導入している口座取引をモニタリングできるシステム（AMLシステム）により、被害に遭っている可能性のある顧客及び犯罪に利用されている口座の取引を検知した際、警察に対して必要な情報提供を行うなど、被害の未然防止及び拡大防止を図るもの